

職場のパワーハラスメント対策を推進しましょう

長崎労働局労働基準部監督課

職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメント問題について、近年相談件数が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しています。

パワーハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるもので、この問題を放置すれば、労働者は仕事への意欲や自身を失い、時には心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります、なくしていかなければならない問題です。

このため、平成23年7月に厚生労働副大臣の下に各界の有識者の参集を求めて開催された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」において、平成24年3月15日、企業・労働組合などの組織と組織で働く労働者に対して、この問題に取り組むことを求める『職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言』が取りまとめられました。

長崎労働局では、この提言を踏まえ、職場のパワーハラスメント対策を推進します。

【参考資料】

- ・職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言
- ・リーフレット（A4判表裏）
- ・パンフレット（A4判三つ折）
- ・職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告
- ・同報告（概要）

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト
「あかるい職場応援団」を開設しました

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言をもとに、予防・解決への社会的気運を醸成するための周知・広報ツールの一つとして開設しました。

ポータルサイトでは、パワーハラスメントの概念や職場での取り組みの必要性について説明しています。また、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の紹介や、部下への厳しい注意指導が裁判ではどう取り扱われるかといった裁判例なども掲載していきます。

ポータルサイトURL <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>